

一宮市屋内プール整備・運営事業プロポーザル 募集要項等に関する質問に対する回答（2026年6月22日公表分）

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
1	募集要項	5	5	(4)			事業スケジュール 既存施設の解体工事期間が短縮される見込みはございますでしょうか。	現時点では期間短縮の予定はございません。	
2	募集要項	8	7	(2)	②		開業準備費の支払について 着手時、出来高等の分割払いはできないか	認められません。	
3	募集要項	16	11	(3)	5)	ア	その他企業の要件 令和8・9年度一宮市入札参加資格者名簿には支店名で登録を行っておりますが、本事業は本社名義にて契約予定です。登録内容の変更が必要か、ご教示いただけますと幸いです。	契約営業所情報を支店から本社に変更するための変更届が必要で す。原則として、あいち電子調達共同システム（物品等）が受け付 けた日に有効となります。入力方法等詳細は、あいち電子調達共同 システム（物品等）ヘルプデスク（TEL:0120-511-270）へお問い合 わせください。	
4	募集要項	26	15	(8)			契約保証金 契約保証金について、具体的な金額・算定方法・納付方法を明示 いただけますでしょうか。	事業方式によって異なりますが、例えば、リース方式において、構 成企業のいずれかが建設工事の発注者となって建設企業に発注する 方式の場合には、原則、市に対しての契約保証金の納付は不要で す。	
5	募集要項	26	15	(8)			契約保証金 事業者が一宮市を被保険者とする履行保証保険を締結することで代 替可能でしょうか。また、締結する事業者は構成員のうちいずれで も問題ないでしょうか。	事業方式によって異なりますが、例えば、リース方式において、構 成企業のいずれかが建設工事の発注者となって建設企業に発注する 方式の場合には、原則、市に対しての契約保証金の納付は不要で す。	
6	募集要項	30	別紙1	※2			金利変動リスク 金利変動リスクについて、「固定金利期間中のリスクは事業者負 担」とありますが、固定金利期間とは具体的にどの期間を指します か？3年ごとの改定期間中を指す認識でよろしいでしょうか。	金利確定日（又は前回の金利改定日）から次の改定日までの期間を 指します。	
7	募集要項	34	別紙3	1			施設の引き渡し後 本施設の引き渡し後に不可抗力が生じた場合、施設整備に係る対価 に関しては貴市が全て負担する理解してよろしいでしょうか。	「施設整備に係る対価」が「施設の修繕費」を指すのであれば、 「【募集要項 別紙3】不可抗力・法令変更による増加費用及び損 害の負担方法の考え方」の【施設の引き渡し後】の内容に基づい て、費用の負担方法を決定します。よって、火災保険などの保険に 加入することで対策を講じてください。	
8	募集要項	37	別紙4	1	(2)	①	施設整備段階に おける改定 提案時の基準金利を1.5%にするとのことですが、仮に実際の提案 書提出時における基準金利が1.8%であった場合でも、金利スライド は1.5%と引き渡し日の2銀行営業日前の基準金利の差で金利スラ イドを計算するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
9	募集要項	37	別紙4	1	(2)	②	施設引き渡し後 の改定 施設引き渡し後の金利改定について、同一の指標（TONAベース3年 スワップ）における、引渡日2銀行営業日前のレートを基準金利と し、その後は引渡日から3年後の時点で同指標のレートに基づき見 直すという理解で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。	
10	募集要項	40	第2条	第3項			談合その他の不正行為に係る賠償金の支払 「事業者が共同企業体であるときは、各構成員は賠償金を連帯して 市に支払わなければならない」との記載がありますが、共同企業体 とは、コンソーシアム全体を指すのではなく、建設業務におけるJV のみを指す理解でよろしいでしょうか。ご教示いただけますと幸い です。	事業者グループ全体（コンソーシアム全体）を指します。	
11	要求水準書	8	5	(4)			下水道 排水本管が2カ所ありますが、汚水は2カ所から排水してもよいと考 えてよろしいでしょうか？	敷地南側に本管φ250で引込管φ150が1本、敷地西側に本管φ400～ φ450で引込管φ150が1本あります。 汚水はこの2箇所とも使用して排水することが可能です。	

No.	書類名	頁	記載箇所				項目	内容	回答
12	要求水準書	13	6	(3)	②		給排水衛生設備 雨水は側溝等により～とありますが、敷地が広いので2カ所以上から排出してもよろしいでしょうか？	必要に応じた最小箇所でお願います。提案書類を提出する前に市の道水路管理課で確認をしてください。 なお、6月12日に、「【要求水準書 別紙】一宮市雨水流出抑制基準（案）」を公表しましたのでご確認ください。	
13	要求水準書	14	6	(3)	②		給排水衛生設備 敷地内の雨水を部分的に直接敷地外へ放出することは認められるでしょうか？（敷地際等）	原則、事業用地内（敷地内）で集水を計画してください。ただし、内容によっては、部分的に直接敷地外への放出が認められる場合がありますので、提案書類を提出する前に市の道水路管理課で確認をしてください。	
14	要求水準書	15	6	(4)			駐車場・外構の要求水準 正確な敷地測量図が無く外構計画、建物配置が想定となってしまいます。実施設計時の変更は認められると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。変更について市と事業者の間で協議の上することになります。	
15	要求水準書	17	7	(11)			起債関係書類及び国庫補助金申請関係書類等の作成 「起債や国庫補助金の活用は想定していないが、活用する場合は事業者で書類を作成・提出」との記載がありますが、活用有無はいつ頃までに判断される予定でしょうか。	遅くとも、事業関連契約の仮契約前（2027年2月まで）には活用の有無を決定します。	
16	要求水準書	17	7	(11)			起債関係書類及び国庫補助金申請関係書類等の作成 事業手法によっては起債・国庫補助金が活用できない場合もあると考えますが、その場合、優先交渉権者の選定に影響はございますか。	提案された事業方式による起債・国庫補助金が活用の可否については、優先交渉権者の選定に影響はありません。	
17	要求水準書	18	8	(3)			アイブラザー一宮解体について 事業用地の一部を解体工事の資材置き場として使用するとありますが、どの程度のものをどの範囲使用するかは決定していますでしょうか。	長さ15m程度の杭を仮置きするために使用します。 使用範囲は、資料「『アイブラザー一宮』講堂解体工事において事業用地の一部を使用する範囲」の内容を計画しています。	
18	要求水準書	18	8	(4)	②		近隣説明会について 近隣説明会は建設会社が主体との認識でよろしいでしょうか。市の解体工事の際に同様の近隣説明会を実施される場合、その際に得た近隣情報は提供していただけますでしょうか。	事業者（建設企業等）が主体となって実施してください。 市が実施する「一宮市温水プール」解体工事においては、近隣説明会の予定は現在ありません。	
19	要求水準	26	12	(2)	②		指導支援場所の安全管理等 救護室を使用する児童が発生した場合は、看護者を常駐させることとありますが、事業者側で常に看護者を確保することは難しいと考えます。学校教員の方を看護者として付き添いをお願いすることは可能でしょうか。	要求水準として示したとおりであり、学校職員が看護者として付き添いを行うか否かによらず、救護室を使用する児童が発生した場合は、看護者を常駐させる必要があります。 なお、本件は、救護室を使用する児童が発生した場合の条件であり、救護室を利用していない場合に配置する必要はありません。 体調を崩した児童が発生した場合には、当然、学校職員が付き添うことを想定していますが、学校職員は救護室内の児童だけではなく、他の児童を含めた付き添いです。 細かな業務分担は、優先交渉権者が決定してから協議して決めていくことになると思いますが、緊急時に一時的に配置場所の調整が可能な人員配置計画としてください。	
20	基本協定書						施工期間中の契約解除 施工期間中に事業者側の責任ではない理由で契約が解除された場合、発注済みの施工費は市側でご負担いただける認識でしょうか。	市の責任で契約が解除された場合については、お見込みのとおりです。なお、事業者の責任でも、市の責任でもない不可抗力が原因の場合には、「【募集要項 別紙3】不可抗力・法令変更による増加費用及び損害の負担方法の考え方」の【施設の引き渡しまで（施設整備段階）】の内容に基づいて、費用の負担方法を決定します。	